

令和7年度第1回 大和市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和7年5月28日（水）午後2時～

場所：保健福祉センター 5階 501会議室

1. 開会

2. 挨拶

3. 議事

(1) 大和市こども計画の内容と大和市子ども・子育て会議について

事務局：（資料1に基づき説明）

委員：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：会議規則について説明がありましたが、今日、実は世間的に関心の高い話題もあるので、傍聴に市外の方も来たいとおっしゃっている方がいました。ホームページを見ると市内の方しか傍聴できないと記載がありますが、この子ども・子育て会議規則と市民参加推進条例を確認させていただきまして、そのような縛りはないかと思うのですが、市民でなければ傍聴できないところの根拠は、何になりますでしょうか。

事務局：基本的には大和市民ということで、大和在住の方と大和にお勤めの方ということでご案内させていただいたところですが、これにつきましては、ご指摘のとおり、やはり広く聴いていただくのが本来の趣旨というところであり、特段、要領等で市民に限るという記載は見当たりませんので、見直しを含めて検討させていただきたいと思います。申し訳ございません。

委員：子ども・子育て会議規則が掲載されていますが、平成26年度から改正されていないと見受けられます。委員の任期も含め、必要な見直しは随時行っていただきたい。

委員：この会議にかかる予算はどの程度でしょうか。

事務局：令和7年度は会議5回分を予算計上しており、委員報酬が623千円、委員や傍聴の方が保育を必要とした場合の費用として10千円、計633千円を計上しています。

(2) こども部 令和6年度事業報告及び令和7年度事業について

事務局：（資料2に基づき説明）

委員：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：いくつかご質問させていただきます。まず1点目、8ページの「ショートステイ事業」について、対象年齢を教えてください。また、支援が必要なこどもは利用可能でしょうか。2点目、10ページの「放課後児童のエンジョイスports事業」は、既存事業である放課後ひろばとは別日程で開催するのでしょうか。通常の放課後ひろば事

業でも、抽選で当たった子どもだけが参加できる現状だと聞いていますが、抽選で外れた場合、放課後の校庭を利用できなくなるのでしょうか。放課後ひろばの所管は教育委員会だと思いますが、放課後児童のエンジョイスポーツは教育委員会とは別で開催するのでしょうか。

事務局：1点目のショートステイ事業につきましては、対象が2歳～12歳、小学生までの子どもを対象としています。障がいのある児童の利用につきましては、児童2人に対して1人の支援員が対応する手厚い対応となっていますので、ある程度柔軟に対応可能と考えますが、看護師の配置は行わないため、医療的ケア児への対応は厳しいと考えています。

委員：この事業は、どこで実施するのでしょうか。

事務局：千本桜商店街の南側にある「カーサ ララ マリノ (CASA LALA MARINO)」という施設で実施いたします。

委員：パンフレットはありますか。

事務局：施設のパンフレットはありますが、配布する程の枚数は受け取っておりません。ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

委員：事業の利用希望者がいたら、自身で調べる必要があるということでしょうか。

事務局：すすく子育て課にお問い合わせいただければ、ご案内いたします。利用にあたっては市に申し込みが必要なので、いずれにしてもご連絡いただく必要があります。

委員：関連して、このショートステイ事業は民間事業所が実施する事業に対して、市に申し込みを行うとのことですが、事業の目的とずれが生じないか心配しています。昨年度の虐待件数が400件以上あった中、保護には至らないが、親子が離れたほうがいい、といった判断は誰が行うのでしょうか。

事務局：離れたほうがいい、という判断ではなく、子育て中の母親に「休んだ方がいい」という助言をすることはあります。市として一時保護の権限は持っていないため、あくまで相談を受けることが基本となります。国のスキームでは、利用勧奨や措置ができますが、保護者の同意が必要であるため、市の権限を持って離れないといけない、という利用方法は想定しておりません。保護者自身が育児に疲れたから休みたいとき、また、母子家庭等の保護者が夜勤をする際に預ける、といった状況での活用を想定しています。

委員：例えば母子家庭の方が市に問合せして、夜勤の間に預けたい場合に利用可能ということでしょうか。また、利用者数をどの程度想定しているのでしょうか。この1か所の事業所でニーズに対応できるのでしょうか。

事務局：利用想定としては、そのとおりです。利用者数につきましては、事業設計の際、藤沢市や茅ヶ崎市の利用実績と人口規模を基に、183日程度利用されるという想定を算出いたしました。

委員：この事業の支援員が子どもを預かるにあたり、必要な資格などの要件を教えてください。

事務局：支援員の要件は「保健師、助産師、看護師、保育士、幼稚園教諭、教員免許のうちいずれかの資格を有する者」または「児童指導員として2年以上の勤務経験のある者」または「ファミリーサポートセンターの支援会員として3年以上の支援経験のある者」のうち、いずれかに該当する方が支援員を務めます。

事務局：2 点目、エンジョイスports事業についてお答えします。この事業は、現時点では、放課後ひろばの日程に併せて校庭を使用して申込制により実施する予定です。今年度、北部・中部・南部でそれぞれ1校ずつパイロット校を選定して7月に3回プレ実施を行い、申し込みの状況や安全性の確保、指導者側の体制などを検証してまいります。なお、申込は電子申請で、各校先着50名を対象として実施していきたいと考えています。

委員：申込先は市ですか、学校ですか。

事務局：県のシステムを活用し、こども青少年みらい課で受付けることを想定しています。続いて、校庭をエンジョイスports事業参加者以外が使えないのか、につきましては、7月の実施では安全性の確保を最優先で考える必要があることから、放課後ひろばでは校庭を利用しない方向で調整しております。また、雨天時に体育館を利用して実施するかについては、教育委員会と調整しているところです。次に、教育委員会とは別で実施するのか、というご質問につきまして、今年度のエンジョイスports事業はこども青少年みらい課が所管いたしますが、学校を使用して行う事業ですので、こどもの安全確保のため、学校と教育委員会との調整を丁寧に進めながら、こどもが楽しく安全に参加できる仕組みを整えていきたいと考えています。

委員：学校と協力して、とのことだが、令和7年度から放課後ひろばが17時までに完全に撤収する必要があるとのこと、16:30には活動を終了して下校することになりました。学校によっては時間を細かく区切られるなど、利用しづらい学校もある一方で、自由に有意義に過ごすことができる学校もあるという声が聞こえるなど、差があるように感じています。そのような中、新たにエンジョイスports事業が始まるのは、このお話を単独で聞けばとても良い事業だと思いますが、放課後児童クラブの職員の確保、放課後ひろばの職員の確保に加え、新たにエンジョイスports事業のスタッフの確保が必要となるなど、課題があると考えます。こどもも保護者も安心して利用できる事業展開を目指していただきたいと考えております。放課後のこどもの居場所について、保護者がこどもを安心して送り出せる先が学校だと考えていますので、その学校が使いづらい状況は、いかがなものかと思えます。

委員：放課後ひろばに地域格差があるとのことですが、利用者枠など、基準は市が決めているのでしょうか。

事務局：放課後ひろばにつきましては、教育委員会指導室が所管しており、学校ごとに運用の差があるとは聞いていますが、安全性に関し、校庭の造り、職員側の人員体制、児童数などの様々な状況を踏まえ、安全確保のための体制づくりをしていると認識しています。

委員：学校現場として、エンジョイスports事業の実施はどう捉えていますか。

委員：このパイロット校に大和小学校が選ばれており、7月から実施するというお話はいただいています。どのように実施していくのか、安全面が特に心配です。急な欠席や怪我の場合の対応など、調整を進めていただきたいと考えています。

委員：エンジョイスports事業に関連して、2029年から部活動の指導が民営化する予定ですが、この国の動きについて、自治体に指針は出ていますでしょうか。エンジョイスports事業は、この2029年までの間に先進的な取り組みとして行っていくものなのか、また、これま

で開催されていた部活動の大会等は、エンジョイススポーツ事業が関連することでどうなるのか、わかる範囲で教えてください。

事務局：エンジョイススポーツ事業は、部活動の地域展開とは別の動きで実施するものでございます。放課後の居場所の一つとして、放課後児童クラブの運営指針に沿って、地域の方との交流やつながり創出を目的としており、今年度パイロット校での実施をしていく中では、小学校で地域の方との交流を体験する居場所づくりの一環としております。地域で活動しているスポーツ団体や企業の方にご協力いただき、スポーツに親しむ機会をこどもたちに提供するものと考えております。

委員：エンジョイススポーツ事業をスポーツ課ではなくこども青少年みらい課が主体となって実施するのは、こういった理由でしょうか。

事務局：本市では、運動やスポーツに着目して、いろいろな世代への事業を展開しているところで、この事業の開始にあたっては、ゴールデンエイジといわれる期間に運動に親しむことで、将来にわたる身体づくりにつながるといった発想が最初にありました。一方で、児童クラブにつきましても支援員の確保が厳しい状況であり、また、コロナ禍でこどもたちの体力が低下していることも課題として捉えておりました。放課後にこども達と地域の方がスポーツによりつながる機会を創出することは、これらの課題解決を助ける一助になると考え、今年度は放課後の居場所づくりの一環として、こども青少年みらい課が所管いたします。来年度以降の所管は未定であり、安全性の確保を含め、実施方法等について検証してまいります。

委員：児童虐待が増えている中、その発生理由の全てはわかりませんが、子育てが思い通りにいかないこと、例えば発達障がいなどの理由があると考えられます。すくすく子育て課の発達相談支援システム推進事業においては、就学前後に限らず幼稚園や保育園からの情報を共有しているとは思いますが、園への訪問だけでなく、もっと相談できる環境として、例えばサイトの開設やスマホで相談ができるようにするなど、これまでのやり方で相談できなかったかたが相談しやすい環境を広げ、広報やまと以外でも事業の認知拡大を図っていただきたい。また、こども食堂支援事業について、大きく見れば行政サービスの一端を担っている事業だと思しますので、もっと行政が主体となって、例えばマップの作製や行政施設を活用しての実施など、事業の認知拡大を図っていただきたい。

事務局：発達相談支援システム推進事業の周知につきまして、発達に心配がある方が相談しやすくなるという視点と、発達障がいへの理解を広げるといった視点があると思います。発達のことや心配がある方や悩んでいる方は、基本的にはホームページ等を見てご連絡いただいていると考えており、ある程度つながりができているものと捉えています。発達障がいの認知拡大につきましては、発達障がいの講演会を年に1回開催したり、理解を広めるための講演会を松風園と共同実施したり、今年度は映画など、市民の方に興味を持っていただけるような仕組みづくりをしています。

委員：就学前と就学後で一つの区切りとなるが、担当が違って受け手が市民であるという認識のもと、横断的に更なる推進をお願いします。

委員：就学後は教育委員会が所管となるが、すすく子育て課でも窓口を開いて対応いただいております。助かっています。認知度も高いとは思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

委員：発達支援相談システム推進事業について、保育園や幼稚園を巡回している心理士の人数はどれくらいでしょうか。保育園や幼稚園に通っているこどもは、小学校に上がるとそのまま児童クラブを利用されるケースが多いですが、児童クラブを巡回している心理士さんは保育園に比べて少ないうえ、こどもではなく児童クラブ支援員のサポート業務がメインであるように感じます。というのも、保育園に通っていた時は安定しているこどもでも、新たに学校と児童クラブという新しい環境が一遍にスタートして、生活に困難を抱えてしまうこどもが非常に多くいらっしゃいます。そのサポートを青少年相談室に、というのは非常に雑な対応に感じてしまいます。もちろん、すすく子育て課でいつでも相談してください、という対応をしていただいているのはわかっていますが、せっかく児童クラブを巡回する心理士さんがいるのであれば、その時に相談できる予約システムを構築したり、こども青少年みらい課とすすく子育て課が1年生だけでも連携して対応したりするなどにより、安定した生活を送れるようになるのではないかと思います。また、発達支援はすすく子育て課の所管だと思いますが、そこを利用していただ方に、小学校に上がったなら青少年相談室に相談してください、というのは違うのかな、と勝手に思いますので、是非、教育委員会との連携も行っていただきたいと考えます。それと、幼稚園や保育園に通っていたこどもが小学校に上がる際、学校に対しては「この子にはこういう難しい部分があるよ」といった引継ぎがあるとは思いますが、こどもが学校より先に通い始める児童クラブに、何故そうした引継ぎを行っていただけないのか、何年も疑問に感じています。保育園や幼稚園から児童クラブにスムーズに移行するための仕組みづくりを進めていただきたい。

委員：入学式より前の4月1日から1週間程度は児童クラブに通うことになるため、保育園や幼稚園にリサーチし、児童一人ずつ個票を作っています。

委員：民営の児童クラブは個々に聞き取り等を行っているところもありますが、大和市の児童クラブはほとんど公設のため、そちらにも連携する仕組みは必要だと考えています。また、入学してからのこどもについて、児童クラブと学校が連携する仕組みも作らなければならないのかな、と思います。

事務局：こどもの個々の発達の状況等を児童クラブが把握するために、保護者の方から生活調査票を提出いただいております。アレルギーの有無や相談歴、障がいの有無、服薬の状況、在籍園からの聞き取りの同意など、細かく自己申告をいただいております。それを受けて、児童クラブの職員が保育園に行き、口頭での引継ぎとなりますが、保護者の了承のうえ必要に応じて園と連携させていただいております。児童クラブは学校にありながらカリキュラムが決まっておらず、色々な学年の子が集団で一緒に生活する場であるため、とまどいを感じたり落ち着かなかつたりするこどもがいるのは承知しています。特に1年生の入学前の時期は環境が大きく変わるため、保護者の方が気付かなかつたこどもへの影響も出てくることがあると聞いています。市としても生活調査票に基づいた丁寧な聞き取りを行っております。

すが、入会後の児童クラブでの様子、学校での様子、ご家庭での様子を保護者の方と共有し、事前だけではなくその都度、一人ひとりのこどもに合わせた対応を探っていく、という対応をしています。基本的には生活調査票で同意いただいた方の聞き取りは事前に行っておりますが、そこに書かれていなくても不安定さが出てくるこどももいることから、現行の対応が重要であると考えています。

委員：放課後デイサービスの利用希望者数に対して、施設数は充足しているのでしょうか。

事務局：放課後デイサービスの希望に対して、全ての要望を満たしているわけではありませんが、本市では週2日、月10日を原則としつつ、必要に応じてそれ以上の日数を認めておりますので、より多くの日数を利用したいという方の要望を受けた場合は確実に不足が生じる状況です。

委員：市外だと、月23日としているところもあり、月10日上限の大和市のデイサービスが利用できないと結果的に児童クラブを利用しなければならなくなり、それは問題があると考えます。また、保育園や幼稚園で発達に問題が見られなかったこどもが、小学校に上がってその特性が見えるようになる場合もありますが、保育園や幼稚園通園時に発達の確認が漏れていると学校や先生が困ることになり、結果として、少人数で多くのこどもを見ている児童クラブが困ることになると考えます。乳幼児期に手厚くやっても、学童期から大人になって発達障がいが発覚することもあるので、予算の都合もあると思いますが、受給日数等も検討していただきたいと考えています。

事務局：発達の問題が漏れてしまうという話と、月23日の給付は別の話と考えています。月23日としている団体は、セルフプランで決定している団体が多い印象で、相談支援とはつながらず、ケアプランをしっかりと作れないところで広がっているという認識です。放課後デイサービスの制度は、元は療育の観点から始まった事業であるはずなのに、預かりニーズを満たす事業と混同してしまっている実態もあり、今後、しっかりとした国の整理が始まるものと考えております。

委員：今までの皆さんの話を伺って、この子ども・子育て会議では団体ごとに様々な課題があり、横断的にどのように見ていくか、といったところがあると思うのですが、この会議の委員の選び方や議案の話し合い方を見直す時期が来ているのではないかと考えます。教育委員の参加についても国の架け橋プログラム（幼保小の架け橋プログラム）の考え方もありますし、県の子ども・子育て会議では予算執行もあることから議員も参加しています。議会の委員会も教育とこどもが一緒になった経過もあるため、見直しをご検討いただきたい。

委員：教育委員会関係者の参加はあった方がよいのかもしれない。児童クラブ職員に、こどもを放課後デイサービスに通わせている職員がいますが、預けられない日は仕事を休む、辞めるといった選択肢しかありません。現場としては教育・こどもが一体となって進めていただきたい。

委員：6ページの、心理士さんが巡回しているところで、正確な数字はわからないと思いますが、発達境界にあるこどもをどれくらいの割合でピックアップできているのでしょうか。

事務局：発達障がい等のあるこどもの母数が不明なため、割合はわかりません。また、発達の心配があって市から声かけしたケースでも、親が相談に連れてこないパターンもあります。

委員：巡回は、全ての保育園や幼稚園を対象に行っているのでしょうか。

事務局：全園を対象に、2～3回ずつ巡回しております。

委員：意見として、資料2を数字の修正の関係で差し替えていただいたが、今後は口頭でご説明いただければ自分たちで修正させていただきます。

4. その他

(1) 小規模保育事業所における不適切な保育の疑いについて

事務局：(資料2に基づき説明)

委員：ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

委員：資料の中に市の責任について一切書かれていませんが、管理責任者である立場として、何か課題は感じていますか。また、今回の件で保護者が一番不安に感じていると考えますが、そうした方々に経過等を報告する場を設ける予定はあるのでしょうか。

事務局：本市の対応につきましては、報告書のとおり、これまで園へ立ち入り調査を実施してきたところですが、令和6年11月15日に法人から報告書が出てきたこと、元園長が退職したことにより、緊急性が低下したと当時判断したと聞いています。しかしながら、反省すべき点は多くあると考えており、そこで立ち止まらず、法人の対応を待ちすぎず、深く検証して、どの方が対象なのか、対象は大勢いるのか、特定の子なのかなどを確認しながら、必要に応じて正式な立ち入り調査、特別監査に進む選択も視野に行動すべきだったと考えています。

委員：令和7年3月の厚生常任委員会において、当時の部長は手続きに問題があったと発言していますが、前ほいく課長は手続き上に問題はなかったと発言しています。現ほいく課長は、手続き上に不備があったと認識しているということで良いのでしょうか。

事務局：論点が二つあると考えており、総論としては委員会の席上で部長が発言したとおり、法の中で適切な手続きとすべきだったという発言で、私もそう考えているところです。前ほいく課長は、通常の監査とは県に相談しながら事実確認後実施するものと判断したと捉えています。今回は重大性が非常に高いことから、早期に監査に切り替えるという考えも当然ありましたが、これまで市に寄せられてきた通報の中には、誤認通報や実態と乖離している通報、思い込みによる通報もあったことから、前課長としては段階を踏むという判断をしたと認識しています。しかしながら、結果として重大性に鑑み、監査に踏み切るべきであったと私は考えています。先ほどの質問の、今後の報告につきましては、これまでこうした件の監査結果を公開する基準等は設けておりませんでした。今回の事態の重大性に鑑み、現在実施中の監査の結果が出てから、広く市民の皆様にお知らせする形を検討してまいります。

委員：今回の件で、市の窓口で相談した保護者が転園希望を申し出た際、市から減点対象となると言われたとのことですが、減点は違うと思うので、対応を検討していただけますでしょうか。

事務局：当初、通常の転園と同じ対応をしておりましたが、それはおかしいと我々も考え、減点しない対応を続けております。

事務局：今回の件につきまして、臨時で相談専用の電話を設け、その旨を当該園に通われている保護者に通知させていただき、自分のこどもが不適切な保育の対象となったのではないかと、といった内容も含めて相談を受け付ける対応をしたところでございます。

委員：早急にご対応いただきありがとうございます。報告書のとおり、市の職員が訪問しているとのことですが、巡回支援相談員が園を訪問すると、県の補助金の対象となると思います。が、定例的に行っているものとは別で、今回の件で巡回したケースは補助金を申請しているのでしょうか。

事務局：施設に訪問するのは、基本的に均等に行っておりますが、今回のように事案が生じて臨時的な訪問が必要となった場合、保育の状況把握のために頻回に実施することもあり、その場合でも補助の対象となるか、補助事業として申請しているか、確認して後日報告いたします。

委員：資料の「5. 対象法人が実施した弁護士法人による調査内容」を読ませていただくと、こどもが叫んでいた際に言葉は適切ではないが対応したこと、少し強いと感じる程度の力でコットに戻す、3つ目も危険な行動に対する対応であり、感情的な言動でなければどれもこどもに関連する現場では起こりうることだと思います。不適切な保育とは、どこで線引きしているものなのか、明確にさせていただきたいです。また、「3. 不適切保育に関する通報内容」に記載された事項が5の中に全て入っているわけではありませんが、これらについては市としては過剰な報告として受け止めているのでしょうか。

事務局：3は実際に通報があった内容、5は対象法人から依頼を受けた弁護士法人の調査結果であり、これら全てが不適切とされているものではありません。市といたしましては報告書の内容をそのまま不適切保育として認定するのではなく、これらの通報内容や弁護士法人の調査結果を踏まえ、調査してまいります。

委員：これまでの報告の中で、園の職員への聞き取りが行われたのは把握しておりますが、保護者に対するアンケートは行ったのでしょうか。行ったのであれば、その概要を伺いたいのと、実施していないのであればその理由を教えてください。

事務局：保護者を対象としたアンケートの実施は把握しておりません。理由としては、法人が保育をしていることから、市としては実施していないものと認識しています。

委員：弁護士法人は園から依頼を受けて調査を行っており、園と利害関係が生じているため、この報告結果を鵜呑みにすべきではないと個人的には考えており、市としても独自に調査する必要があると考えています。当該園の認可取り消しや事業停止について、検討しているのでしょうか。

事務局：認可の取り消しや営業の停止について、児童福祉法で定められており、小規模保育園は市の認可になります。認可保育園は県の管轄ですが、段階を踏んで監査を行い、その結果報告しても改善がなく、事業継続により児童福祉に有害な事象が想定されるといった場合には営業の制限、または認可の取り消し権限が発動できるものです。現在は監査実施中ですので、この段階で営業の制限等を行うものではないと認識しております。

委員：今後についてですが、児童福祉法第59条の中で、都道府県児童福祉審議会を通して、とあり、家庭的保育等については市町村の管轄であることから、同様に審議会を経て、という

条文がある前提で条文を見させていただくと、この子ども・子育て会議で同様に事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる、というとても重要な会議であります。今後こうしたケースでは、事業の停止や閉鎖について話し合うため、臨時の子ども・子育て会議の開催を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

事務局：児童福祉法第 59 条の内容を精査させていただき、事業の停止等について当会議の所管事務に照らして必要であれば、検討する必要があると考えております。

委員：このニュースを目にしたとき、3歳と0歳のこどもがいる身としては、ぞっとしました。当該園を運営している法人は、市内で他に保育園を運営しているのでしょうか。また、今回の件でフランチャイズ契約が打ち切りとなる話は出ているのでしょうか。

事務局：市内には当該保育園1園のみです。また、フランチャイズ契約の打ち切りは、現時点では把握しておりません。

委員：もし、フランチャイズ契約が終了し、認可要件を満たさなくなった場合、いかがお考えでしょうか。

事務局：当該園は公募によるもので、その際フランチャイズ契約に基づく体制ということで審査・決定したものです。今後、フランチャイズ契約が終了した場合に何かしら認可要件を欠くことがあれば、その際に判断する必要があるものと考えています。

(2) 令和7年度 大和市子ども・子育て会議開催スケジュール

事務局：次回会議について、ご案内いたします。次回会議は、令和7年7月30日(水)14時から、保健福祉センター5階501会議室で行いますので、よろしくお願いいたします。

5. 閉会